

日本庭園学会誌投稿規定 (平成4年8月20日制定)

1. 投稿資格：投稿者は本会会員に限る。ただし共同執筆者には非会員を含むことができる。
2. 投稿条件：本学会誌には学術的に価値があり、印刷公表されたことのない原著を掲載する。ただし編集委員会が掲載を適当と認めた場合はその限りではない。
3. 原稿の区分：投稿原稿は書きの区分による
 - (1)論文：学術的価値のある研究論文。
 - (2)報告：研究・調査に関する報告。
 - (3)資料：研究・調査上有用な資料。
 - (4)展望：研究・調査上有用な意見・提言。
4. 原稿の書き方：投稿は400字詰原稿用紙（横書き、市販のものでよい）またはA4判の用紙を使用することとする。一編についての刷り上がり頁数は原則として、論文20頁（原稿用紙100枚）以内、報告・資料・展望10頁（原稿用紙50枚）以内とする。その他別に定める「執筆要領」に準拠すること。また、投稿原稿には別記内容を記入した投稿整理表を添付すること。
5. 原稿の送付：原稿は原文1部と図表を含む全文のコピー2部（資料の場合は1部）を提出することとし、著者は事故、校正に備えて必ず原稿の控えをとっておくこと。また図表については縮小コピー等を試用し、A4判に統一整理すること

送付先：日本庭園学会編集委員会宛

〒102-0075 東京都千代田区三番町12 大妻女子大学住環境学研究室内

6. 原稿の取り扱い：編集委員会は投稿原稿の整理を行い、論文審査委員会の協力を得て原稿の採否を決定する。会誌への掲載は投稿区分別の受付日付順とする。編集委員会は著者の承諾を得て原稿の一部を変更することができるものとする。投稿原稿の返却を希望する場合は、郵送料分の切手を貼った封筒を同封すること。
7. 費用の負担等：原稿掲載者には掲載紙を3部贈呈する。なお次項の費用は著者の負担とする。
 - ①頁数の超過に対する製版および印刷費（別に定める）
 - ②図表等において印刷刊行上専門家の手直し（墨書き再トレース等）を要した場合の実費。
 - ③カラーページを要した場合の印刷実費
8. 著者の校正：著者の校正は初校について行い、校正は誤植の訂正にとどめ、文章、図、表写真の訂正および内容の変更は認めない。
9. 著作権：本会会誌に掲載された論文等の著作権は著者に帰属する。
10. 付則：
 - (1)この規定に改定の必要が生じた場合、理事会の承認を受けて変更することができる。
 - (2)この規定は、平成4年8月20日から施行する。

9. 著 作 権 :

(1) 本会会誌に掲載された論文等の著作権は著者に帰属する。

(2) 前項の著作権の運用については本学会が代行する。ただし著作者が自己の著作物をほかの著作物に利用する場合はこの限りではない。

10. 付 則 : (1) ~変更なし~

(2) ~変更なし~

平成10年4月改定